

事 務 連 絡

令和元年10月15日

各都道府県市大気環境行政主管部（局）御中

環境省水・大気環境局大気環境課

令和元年台風第19号により発生した災害廃棄物の処理等に係る
アスベスト飛散防止対策について（周知）

日頃より大気環境行政の推進について御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

水害により建築物等が流失・破損等した場合には、吹付け石綿や石綿含有断熱材などのような発じん性の高い建材が使用されている可能性があるため、石綿が飛散するおそれがあります。

応急対応としての石綿露出等の把握、飛散・ばく露防止の応急措置、撤去に際しての石綿を含有する可能性のある廃棄物とそれ以外の廃棄物の分別の措置が必要となる可能性があること、また、石綿による曝露を防止するため、適切な防じんマスクの着用、散水の実施が必要となることにご留意ください。

各都道府県市におかれましては、石綿の飛散・曝露防止について、適切に実施していただくよう、よろしくお願いします。

なお、当課では「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（平成29年9月）」（以下「マニュアル」という。）を作成していますので、ご活用ください。

ホームページのアドレス：

http://www.env.go.jp/air/asbestos/saigaiji_manual.html

※環境モニタリングについて（マニュアル第4章）

住民の不安の解消や建築物等の解体及び廃棄物処理における適切な石綿飛散防止措置を促す観点からも、定期的なモニタリングの実施が求められることから、自治体等によるモニタリング等を検討ください。

※災害廃棄物の一時保管について（マニュアル第9章）

石綿含有廃棄物は、区分して適切に保管し、受入れの際に、石綿含有廃棄物が他の区分のものと混在していないことを確認してください。

また、収集・運搬のためやむを得ず破砕又は切断する場合には、散水等によって十分に湿潤かした後に、必要最小限度の破砕又は切断を行ってください。

環境省水・大気環境局大気環境課

担当：秋山、田渕

TEL:03-5521-8293（直通）

E-mail:kanri-kankyo@env.go.jp